

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 医師の嘱託手当は給与所得？

Q：私は開業医ですが、ある会社の嘱託医をしています。月に2回行って5万円もらっていますが、この嘱託医手当は何所得になりますか。

A：給与所得になります。

【解説】

医師、弁護士などの自由職業者がその役務の対価として受けるものは、それが雇用契約に基づくものである場合には給与所得、委任契約に基づくものである場合には事業所得として取り扱うのが原則です。

しかし、実際には、書面による契約が交わされていても、いずれの契約に当たるか判断が困難だったり、また、契約そのものが書面で行われていなかったりすることが多いのではないかと思います。

このような場合には、その役務の提供に雇用契約に近い拘束（役務の内容や時間などに相当の拘束があることなど）があり、かつ、手当等の支払時期や金額があらかじめ一定している、いわゆる固定給の性格が強いものは給与所得とし、それ以外のものは事業所得として取り扱うのが合理的と思われます。

ご質問の場合は、嘱託医手当の支給状況からみて、雇用契約の実態が強いので、給与所得になります。

なお、給与所得となる場合には、所得税の源泉徴収が行われます。

